三重県車両電気配線装置製造業最低工賃

- 1 適用する家内労働者
 - 三重県の区域内で車両電気配線装置製造業に係る業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者
 - 前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額 次の表の左欄に掲げる工程及び中欄に掲げる規格区分に応じ、右欄に掲げる金 額

品目	工程	規格	金 額
キャップ通し	電線の端末に取り付けられた端子に絶縁キャップをかぶせる。		1個につき 80銭
カプラー差 し	カプラーに電線の端末に 取り付けられた端子を差 し込む。	長さが 5 0 0 mm以下 の電線について行うも の。	1本につき 58銭
		長さが 5 0 0 mmを超 え 1, 5 0 0 mm以下の 電線について行うもの。	1本につき 66銭
		長さが 1,500mmを 超える電線について行 うもの。	1本につき 76銭
仮巻き	カプラー差しを終えた長 さ 1, 500mmを超え る電線を次工程へ送るた		8本以下のも の1本につき 32銭
	め仮に束ねる。		9本目から本 数1本につき 24銭
外装テーピ	集束線の外装を保護する		使用テープ1
ング	ためテープを2分の1重 ねて巻きつける。		mにつき 3円24銭
チューブ通 し	電線の被覆を保護するため、丸チューブを電線の 端から差し入れる。	15cmを超え50c m以下のチューブにつ いて行うもの。	チューブ1本 につき 80銭

4 効力発生の日平成30年11月18日